

國民體力審議會の母性及乳幼児體力向上 方策に對する答申

厚生大臣を會長とする國民體力審議會に於ては昭和十五年九月三十日委員の會合を求め「現下の時局に於ける母性及乳幼児の體力向上方策如何」なる諮問案に就いて審議の結果その答申案を決定したが審議會委員氏名及びその答申を掲ぐれば次の如くである。

國民體力審議會

會長 厚生大臣 金光庸夫
委員

- 法制局長官 村瀬直養
- 企畫院次長 小畑忠良
- 内務次官 挾間茂
- 大藏省主計局長 谷口恒二
- 陸軍軍醫中將 三木良英
- 陸軍少將 石本寅三
- 海軍軍醫中將 中野太郎
- 文部次官 菊池豐三郎
- 厚生次官 兒玉政介
- 厚生省體力局長 佐々木芳遠
- 厚生省衛生局長 加藤於菟丸
- 厚生省豫防局長 高野六郎
- 保険院長官 樋貝詮三
- 從二勳一(旭) 桐功三 財部 彪
- 正三勳一 潮 惠之輔
- 從二勳一(旭) 關屋貞三郎
- 從三勳一 伍堂卓雄

臨時委員

- 正三勳一 林 春雄
- 正四勳二 末弘嚴太郎
- 從三勳二 下村 宏
- 津田信吾
- 正三勳二 長與又郎
- 正三勳三 二荒芳徳
- 正四勳二(旭) 小泉親彦
- 正三勳二子 岡部長景
- 正三勳三(旭)子 野村益三
- 從四勳三(旭) 大塚惟精
- 勳三(旭) 金杉英五郎
- 正四勳三(旭) 赤木朝治
- 正四勳三(旭) 湯澤三千男
- 從四勳三 成瀬 達
- 從四勳三 勝田永吉
- 正七勳三 龜井貫一郎
- 正四勳四男 高木喜寛
- 從四勳四 北島多一
- 勳四 井上知治
- 正五勳四 高藤太一郎
- 勳五 血脇守之助
- 勳六 吉岡彌生
- 勳六 加藤完治
- 井上 秀
- 河合龜太郎
- 企畫院部長 中島清二
- 内務省警保局長 藤原孝夫
- 司法省民事局長 坂野千里

幹事

- 司法省刑事局長 秋山 要
- 文部省普通學務局長 中野善敦
- 文部省社會教育局長 田中重之
- 厚生省社會局長 熊谷憲一
- 法制局參事官 井手成三
- 文部書記官 宮崎謙太
- 文部省體育官 小笠原道生
- 厚生省體力局長 佐々木芳遠
- 厚生省衛生局長 加藤於菟丸
- 厚生省豫防局長 高野六郎
- 厚生書記官 野間正秋
- 曾我梶松
- 生悦住求馬
- 物部 黨郎
- 友末洋治
- 市來鐵郎
- 床次徳二
- 厚生事務官 財津吉文
- 鈴木菊男
- 厚生技師 古屋芳雄
- 勝 俣 稔
- 同 重田定正

答申案

大東亞共榮圈を確立するには國家發展の原動力たる母性及乳幼児の體力向上を圖り優秀なる次代國民を多數育成するは其の根本要件なるを以て國の總力を擧げて之が目的達成に邁進せざるべからず

然るに我國の出生率は、大正九年の三六・二を最高として、爾後二十年間一路低下の傾向を辿り、事變前には既に三〇臺を破らんとし、更に昭和十三年には二六・七への低下を見るに至れり

従つて之が根本對策として出生率引上の爲諸方策を講ずべきは論を俟たずと雖も、現下應急の策としては既に出生せるものゝ死亡防止に全力を盡すべきものと思惟す、然るに我國の死亡率中其の主位を占むるものは實に乳幼児死亡率にして、特に下痢及腸炎に因るものは歐米文明諸國の十倍乃至二十倍に達し居れり斯の如きは人的資源の大喪失を意味するのみならず極めて近き將來の國防上由々しき問題を含むものと謂ひ得べし、茲に於てか國家は速に之が有效適切なる對策を樹立し組織的なる活動に入らざるべからず本會は右の趣旨に鑑み對策攻究の結果左の事項を最も肝要なるものと認めたり

一、人口政策に關する事項

國民人口の質と量との増強を主眼とする人口政策の確立は民族百年の大計に立脚する最緊要なる事項なるのみならず、輒近我國の持續的なる出生率の低下は甚だ憂ふべき實情なるが故に國家は關係諸機關との聯絡の下に速に一大人口政策を樹立實施せざるべからず尙此の際には特に左の事項に留意するを要す

(一) 國民在來の思想動向が出生率の低下に關係淺からざるものある點に留意し思想對策、教育對策の根幹より出發すること

(二) 子女の育成と教育とが多大なる經濟上の重荷とならざるやう多子家庭の保護に就て充分考慮すること

(三) 結婚を困難ならしめ又は之を遷延せしむる諸種條件の是正に努むること

(四) 優生學的觀點より質の問題を考慮すること

二、行政機關及指導機關に關する事項

從來母子保健問題、殊に乳幼児死亡率の引下が充分の効果を奏せざりしは本問題を取扱ふべき行政機關及指導機關が複雑多岐にして而も一貫せる組織を有せず従つて其の聯絡統制上缺陷ありしに基因すと考へらるゝ點少からず故に本對策の實施に當りては先づ之等機關の統合整備を先決條件とす之に關しては特に左の事項を實施するを要す

(一) 人口問題及母子保健問題に關する中央の行政機關を整備擴充すること

(二) 地方廳に於ても中央に準じ人口問題及母子保健問題の主管部課に付て適當に考慮すること

(三) 保健所、保健所設置豫定地區及市町村に母子保健指導機關を設置すること(別掲母子保健指導機關普及計畫參照)

(四) 前項の母子保健指導機關として必要なる指導醫、保健婦の養成を行ふこと

(五) 保健所、健康相談所診療所其の他の醫療保健機關を再檢討し其の統一、整備、普遍化を圖り母性乳幼児保護施設として之を全面的に利用し得るやう考慮すること

三、母性教育に關する事項

結婚、妊娠、育児に關する知識の缺乏は乳幼児の體力低下の原因となること甚だ多き事實に鑑み女學校教育の方法に大改善を行ふと共に母の學校或は母性講習會の如きものを屢々開催し女性に母性教育を

徹底せしめざるべからず母性教育に當りては左の事項に留意するを要す

(一) 教育に際してはなるべく實習的方法を重視し可及的保育所、乳兒院、産院等を利用して具體的知識の涵養に努むること

(二) 妊娠育児に關する迷信を打破すること

(三) 乳兒榮養には母乳榮養の肝要なることを強調すること

(四) 離乳の時期及離乳期の榮養方法に付注意せしむること

(五) 性病特に梅毒に關する知識を與ふること

四、母性及乳幼児の保護に關する事項

速に乳幼児に付國民體力法を實施すると共に母性及乳幼児保護の爲産院、乳兒院、保育所、兒童公園等の整備擴充其の他必要なる各種方策を講じ且つ母性及乳幼児の保健上障礙となる如き慣習等を是正するの要あり此の際特に左の事項に留意するを要す

(一) 母性の社會的公共的活動を求むる場合には時局關係のものに在りても母性保護及育児上荷も障礙を及ぼすが如きことなきやう其の運営指導に各方面の注意を喚起すること

(二) 劇場、映畫館、音樂會、講演會等多衆の混雑する場所に乳幼児を絶對に連行せざるやう一般の覺醒を促し場合に依りては之が取締の方途を講ずること

(三) 勤務婦人の過勞を防止する爲適當なる休養施設を講じ妊娠婦の保護及出産前後の休養等に付て考慮すること

(四) 勤務婦人に對し授乳の時間と設備を與ふるや

う積極的に適當なる方法を講ずること

(五) 母乳の不足せる貧困兒に對しては榮養品の補給を行ふこと

(六) 妊産用品、乳兒用品、乳兒用牛乳、乳製品其の他の榮養品の確保を期すること

(七) 母體の驅働に付速に適當なる方策を樹立實施すること

五、關係團體の活用に関する事項

母性乳幼兒の體力向上は之と關係ある各種團體の協力に依つて初めて其の十全の成果を收め得るものなるが故に諸施策の實施に當りては努めて關係團體を活用すること極めて肝要なり

(一) 母性乳幼兒の體力向上を目的とせる諸團體の統制を圖ると共に其の協力を求め一層活潑なる活動を促すこと

(二) 特に各種婦人團體をして母性乳幼兒の體力向上を其の最も主要なる使命の一と認識せしめ之に關し自發的積極的活動を促すこと

(三) 醫師會、齒科醫師會、藥劑師會、産婆會、看護婦會等の積極的理解と協力を求むること

(四) 關係學會及學術團體の積極的協力を求むること

母子保健指導機關普及計畫

一、各村に保健婦一名及囑託醫一名を置く

二、市及町には人口三萬を單位とし母子健康相談所を置き之に數名の保健婦及囑託醫を置く

三、保健所及同支所に専任の技術官を置き管下の保健婦を指導せしむ

四、保健所未設置個所に於ては保健所設置豫定區域毎

に専門の醫師及指導保健婦を置き管下の保健婦を巡回指導せしむ

厚生省職業部の勞務資源調査

厚生省職業部に於ては昭和十五年度勞務需給計畫の一部として今年九月都市及農村を通じ勞務資源調査を施行したが、其の調査要綱は次の如く、其の調査表は別掲の如くである。

勞務資源調査要綱

第一 調査の目的

昭和十五年度勞務動員計畫の圓滑なる遂行を期する爲軍需産業、生産力擴充計畫産業、輸出産業、其他時局産業に供出可能なる者を調査の上之を登録し勞務供出に資するものとす

第二 調査の機關

職業紹介所は道府縣の指揮を承け市區町村長、職業紹介所聯絡委員、勞務動員協議會、職業協會其他關係機關の協力の下に、本調査を行ふものとす

第三 調査の對象

年齢十二歳以上四十五歳未満の男子及年齢十二歳以上三十歳未満の女子にして時局産業に供出可能なる者とす(但し特に前職及技能等の關係を考慮し右年齢以上の者を掲ぐるも差支なきものとす)尙季節的勞務に對する供出及滿洲農業開拓民に付ては本調査より除外するものとす

第四 調査の時期

原則として昭和十五年九月中に之を行ふものとす

第五 登録目標數の設定

一、道府縣は職業紹介所毎に昭和十五年度勞務動員計畫に基く勞務供出目標數(昭和十五年七月十六日附厚生省發職第一〇一號厚生次官通牒別表)より既に供出せられたる全數の四割及異動勞務者數を控除したる負數を割當つるものとす

二、職業紹介所は道府縣より割當を受けたる數に概ね其の五割を加へたる數を以て其の管轄區域の登録目標數とし之を其の管内の市區町村毎に設定し割當するものとす

右目標數の設定に當りては當該市區町村の從來の供出實績並に特殊事情等を斟酌し給源の偏倚せざる様留意するものとす

第六 調査の方法

一、職業紹介所は市區町村長、町村勞務動員協議會又は聯絡委員、中等學校及小學校當局其他關係者との打合せを市區町村毎に開催し本調査の趣旨徹底を圖ると共に當該市區町村別の登録目標數に基き勞務資源の開拓に付協力を求むるものとす

二、職業紹介所は當該市區町村長をして聯絡委員、勞務動員協議會出席資格者等の中より本調査の擔任者(以下調査擔任者と稱す)を定めしめ且其の調査擔當區域を適宜設定せしむるものとす

三、調査擔任者は夫々調査擔當區域内に於ける就職希望者を勞務資源調査簿(別表様式第一)に登録するものとす

右調査簿は三部宛作成の市區町村長、職業紹介所、調査擔任者に於て夫々保管するものとす

四、職業紹介所は就職希望者數が登録目標數に達せ